

ご退職に伴う手続き事項について

退職後(組合員資格喪失後)の継続方法については、以下のスケジュールをご確認ください。

日 程	2026年3月31日退職予定の場合	備 考
2025年 8月～10月頃	加入内容変更手続き期間(2026年3月～)	・退職後は、新規加入および保障増額、追加加入はできません。 ・左記手続きにて更新された場合は、退職後も継続加入するものとみなします。
2026年 2月～3月頃	「退職後保険料振替・配当金受け入れ口座登録書」所属所担当課へご提出(※)	・3月中旬までに提出が必要です。
3月	現職者として最終給与天引き(4月保障分)	・2026年4月1日以降も共済組合員の資格を有する方(短期組合員を除きます。)は給与控除を継続します。
4月	(※)にてご指定の口座より保険料口座振替(5月保障分) 配当金還付	・保険料振替手続きが間に合わなかった場合は、振込票を送付いたします。
8月～10月頃	加入内容変更手続き期間(2027年3月～)	・退職者は、新規加入および保障増額、追加加入はできません。 ・引き続き共済組合員の資格を有する方(短期組合員を除く)は現職者同様の取扱いとなります(保障増額、制度追加加入可能)。

継続可能年齢

- 遺族サポートプラン → **70歳**(保険年齢)
(年金払特約付半年払保険料併用特約付障害特約付こども特約付新・団体定期保険【生命保険】)
- 遺族サポートロング → **80歳**(保険年齢)
(年金払特約付新・団体定期保険【生命保険】)
- 総合医療プラン → **79歳**(保険年齢)
生命保険部分(代理請求特約[Y]付集団扱無配当医療保険【生命保険】) 損害保険部分(医療保険【損害保険】)
- 先進型医療プラン → **79歳**(保険年齢)
(家族特約付治療支援給付特約付先進医療給付特約付無配当団体医療保険【生命保険】)
- 重病克服プラン → **79歳**(保険年齢)
(7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニーズ特約付、代理請求特約[Y]付
集団扱無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)【生命保険】)

■退職後の新規加入・保障額の増額はできません。

■「総合医療プラン」「先進型医療プラン」「重病克服プラン」の継続加入は、「遺族サポートプラン」または「遺族サポートロング」の加入が必要です。

※「遺族サポートプラン」と「遺族サポートロング」では、継続可能年齢が異なりますので、80歳(保険年齢)までの継続加入を希望される場合は、退職日までに「遺族サポートロング」への加入が必要です。

お問い合わせ先

●制度内容に関するお問い合わせ
有限会社 ライフ山口
0120-170-215
〒753-0072
山口市大手町9番11号 山口県自治会館3階
受付期間:平日(土日・祝日、年末年始を除く)
受付時間:9:00～17:00

●その他お問い合わせ
明治安田生命保険相互会社
中国・四国公法人部法人営業部
082-247-6987
〒730-0035
広島県広島市中区本通6-11 明治安田生命広島本通ビル9階
受付期間:平日(土日・祝日、年末年始を除く)
受付時間:9:00～17:00

MY-A-25-LF-006735 MYG-A-25-LF-365

ライフサポート

改定内容のご案内

NEW ① 「遺族サポートプラン」
本人・配偶者コースの保険料を変更
・加入者数の増加により、保険料が軽減されます

NEW ② 「重病克服プラン」の100万円コースを増設
・保障内容、保険料等についてはP13～16をご確認ください。

申込締切日

2025年 10月 31日 (金)

ご質問・
お問い合わせは

ご説明をご希望される場合は、専用フリーダイヤルまでお気軽にご連絡ください。

0120-881-136

設置期間:2025年7月28日～2025年10月31日
受付期間:平日(土日・祝日、年末年始を除く)
受付時間:9:00～17:00
※開設受付期間終了後は082-247-6987

告知内容に関する
お問い合わせは

明治安田生命保険相互会社 団体保険ご照会窓口

0120-661-320

受付期間:平日(土日・祝日、年末年始を除く)
受付時間:9:00～17:00

※制度内容等詳細については、パンフレットをご確認ください。
※電子化パンフレットの詳細は、22ページをご確認ください。

「ライフサポート」制度体系



※配当金とは1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合にお支払いする仕組みとなっています。

- 「遺族サポートロング」「総合医療プラン」「先進型医療プラン」「重病克服プラン」「長期療養プラン」の加入は、「遺族サポートプラン」の加入が必要です。
- 配偶者・こどもの加入は、それぞれの制度の本人加入が必要です。
- 「総合医療プラン」は、生命保険部分と損害保険部分をセットしたものです。
- 生命保険部分と損害保険部分ではお支払の対象となる支払事由や支払保険金の算出方法、給付割合等が異なる場合があります。

加入資格

- 本人…組合員(短期組合員を除く)で、17歳6カ月を超え、65歳6カ月までの方 ※「長期療養プラン」：組合員(短期組合員を除く)で、17歳6カ月を超え64歳6カ月までの方
- 配偶者…満18歳以上、65歳6カ月までの方
- 子ども…「遺族サポートプラン」：2歳6カ月を超え、22歳6カ月までの方(注1)
「先進型医療プラン」：22歳6カ月までの方(注2)
※上記年齢は2026年3月1日時点の満年齢です。

(注1)本人が扶養する子で、健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち、子に関する規定を準用します。
(注2)本人が加入している公的医療保険制度の被扶養者で本人と同一戸籍に記載されている方に限ります。

- 「遺族サポートプラン」「遺族サポートロング」「総合医療プラン」「先進型医療プラン」「重病克服プラン」の保険期間満了日は、ご加入者(被保険者)が更新日時点で加入資格を満たす直後の更新日の前日までです。

退職後の取扱い

- 退職後の新規加入・保障額の増額はできません。
- 「総合医療プラン」「先進型医療プラン」「重病克服プラン」の継続加入は、「遺族サポートプラン」または「遺族サポートロング」の加入が必要です。
※「遺族サポートプラン」と「遺族サポートロング」では、継続可能年齢が異なりますので、80歳(保険年齢)までの継続加入を希望される場合は、退職日までに「遺族サポートロング」への加入が必要です。

遺族サポートプラン

(年金払特約付半年払保険料併用特約付障害特約付子ども特約付新・団体定期保険【生命保険】)



- 死亡・高度障害・障害状態（障害年金1級）の場合：死亡・高度障害・障害保険金をお支払い
- 障害状態（障害年金1・2級）：障害初期給付金をお支払い

「遺族サポートプラン」の保険金受取方法は一時金、年金形式いずれか選択が可能です。

- ・下表赤枠は「一時金」受取時の金額です。
- ・下表黄枠は「年金形式」受取時の目安です。

NEW 加入者数の増加により、保険料が軽減！

保障内容【加入対象区分：本人・配偶者・子ども】

●本人

コース名	月額・ ボーナス給付 合計年金原資 (死亡・高度障害・ 障害保険金額) (万円)	死亡・高度障害・障害状態(障害年金1級)のとき								障害年金1級、 2級のとき 障害初期 給付金 (万円)
		月額給付				ボーナス給付(年2回)				
		年金原資 (死亡・高度障害・ 障害保険金額) (万円)	年金受取期間 (年)	年金月額 (約 万円)	年金受取総額 (約 万円)	年金原資 (死亡・高度障害・ 障害保険金額) (万円)	年金受取期間 (年)	ボーナス給付額 (約 万円)	年金受取総額 (約 万円)	
R	6,000	6,000	30	19.0	6,840	—	—	—	—	600
V1	6,000	5,000	30	15.8	5,700	1,000	10	51.7	1,035	600
V	5,000	5,000	30	15.8	5,700	—	—	—	—	500
U1	5,000	4,000	30	12.6	4,560	1,000	10	51.7	1,035	500
U	4,000	4,000	30	12.6	4,560	—	—	—	—	400
A1	4,000	3,000	25	11.1	3,337	1,000	10	51.7	1,035	400
A	3,000	3,000	25	11.1	3,337	—	—	—	—	300
K1	3,000	2,000	20	9.0	2,172	1,000	10	51.7	1,035	300
K	2,000	2,000	20	9.0	2,172	—	—	—	—	200
L1	2,000	1,500	10	12.9	1,552	500	5	50.5	505	200
L	1,000	1,000	10	8.6	1,035	—	—	—	—	100
I1	1,000	600	5	10.1	606	400	5	40.4	404	100
J	200	200	—	—	—	—	—	—	—	20

●配偶者

申込金額 (万円)	年金原資 (死亡・高度障害 保険金額) (万円)	年金受取期間 (年)	年金月額 (約 万円)	年金受取総額 (約 万円)
2,500	2,500	20	11.3	2,715
2,000	2,000	20	9.0	2,172
1,500	1,500	15	8.8	1,590
1,000	1,000	10	8.6	1,035
200	200	—	—	—

●子ども

申込口数 (口)	死亡・高度障害保険金額 (万円)
1	400

- ・障害保険金、障害初期給付金は本人のみ保障の対象となります。
- ・障害保険金、障害初期給付金は64歳までが保障の対象となります。
- ・障害保険金、障害初期給付金は保険期間中に公的障害年金の受給権を取得した場合に保障の対象となります。
(脱退後に受給権を取得してもお支払いできません。)
- ・死亡保険金、高度障害保険金、障害保険金は重複して支払われません。
- ・障害保険金が支払われた場合はこの保険は脱退となります。
- ・障害初期給付金のお支払いは1回限りです。
- ・高度障害保険金をお支払いし、脱退となった後に公的障害年金の受給権を取得しても障害初期給付金は支払われません。
- ・障害初期給付金が支払われた後に増額されても障害初期給付金は保障の対象となりません。
- ・死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方、子どもの場合は保険料負担者(本人)です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。
- ・配偶者・子どもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。
- ・配偶者・子どもの保険金額は本人と同額以下としてください。
- ・子どもを加入させるときは、加入資格のある子どもは全員加入となります。
- ・本人について定められた死亡保険金・高度障害保険金・障害保険金のいずれかが支払われた場合、配偶者・子どもは同時に脱退となります。
- ・また本人が脱退した場合も配偶者・子どもは同時に脱退となります。
- ・記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。
実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

(ご注意)

- ・ボーナス払部分のみの加入はできません。
- ・半年単位の契約応当日から、次のボーナス払保険料が払い込まれる前に、死亡・高度障害保険金の支払事由が生じた場合には、そのボーナス払の保険料が払い込まれたときに限り、月払保険部分および半年払保険部分の保険金をお支払いします。



●死亡・高度障害・障害状態（障害年金1級）の場合：死亡・高度障害・障害保険金をお支払い
●障害状態（障害年金1・2級）：障害初期給付金をお支払い

保険料

●本人 (単位：円)

コース名	性別	18～35歳		36～40歳		41～45歳		46～50歳		51～55歳		56～60歳		61～64歳		65歳		66歳～70歳	
		月払	半年払	月払	半年払	月払	半年払	月払	半年払	月払	半年払	月払	半年払	月払	半年払	月払	半年払	月払	半年払
R	男性	4,800	—	6,240	—	8,220	—	11,700	—	17,640	—	26,640	—	40,320	—	36,660	—	54,300	—
	女性	3,540	—	5,580	—	6,480	—	9,000	—	12,480	—	16,560	—	22,020	—	19,500	—	26,280	—
V1	男性	4,000	4,890	5,200	6,360	6,850	8,380	9,750	11,930	14,700	17,990	22,200	27,170	33,600	41,120	30,550	37,390	45,250	55,390
	女性	2,950	3,620	4,650	5,690	5,400	6,610	7,500	9,180	10,400	12,730	13,800	16,890	18,350	22,460	16,250	19,890	21,900	26,810
V	男性	4,000	—	5,200	—	6,850	—	9,750	—	14,700	—	22,200	—	33,600	—	30,550	—	45,250	—
	女性	2,950	—	4,650	—	5,400	—	7,500	—	10,400	—	13,800	—	18,350	—	16,250	—	21,900	—
U1	男性	3,200	4,890	4,160	6,360	5,480	8,380	7,800	11,930	11,760	17,990	17,760	27,170	26,880	41,120	24,440	37,390	36,200	55,390
	女性	2,360	3,620	3,720	5,690	4,320	6,610	6,000	9,180	8,320	12,730	11,040	16,890	14,680	22,460	13,000	19,890	17,520	26,810
U	男性	3,200	—	4,160	—	5,480	—	7,800	—	11,760	—	17,760	—	26,880	—	24,440	—	36,200	—
	女性	2,360	—	3,720	—	4,320	—	6,000	—	8,320	—	11,040	—	14,680	—	13,000	—	17,520	—
A1	男性	2,400	4,890	3,120	6,360	4,110	8,380	5,850	11,930	8,820	17,990	13,320	27,170	20,160	41,120	18,330	37,390	27,150	55,390
	女性	1,770	3,620	2,790	5,690	3,240	6,610	4,500	9,180	6,240	12,730	8,280	16,890	11,010	22,460	9,750	19,890	13,140	26,810
A	男性	2,400	—	3,120	—	4,110	—	5,850	—	8,820	—	13,320	—	20,160	—	18,330	—	27,150	—
	女性	1,770	—	2,790	—	3,240	—	4,500	—	6,240	—	8,280	—	11,010	—	9,750	—	13,140	—
K1	男性	1,600	4,890	2,080	6,360	2,740	8,380	3,900	11,930	5,880	17,990	8,880	27,170	13,440	41,120	12,220	37,390	18,100	55,390
	女性	1,180	3,620	1,860	5,690	2,160	6,610	3,000	9,180	4,160	12,730	5,520	16,890	7,340	22,460	6,500	19,890	8,760	26,810
K	男性	1,600	—	2,080	—	2,740	—	3,900	—	5,880	—	8,880	—	13,440	—	12,220	—	18,100	—
	女性	1,180	—	1,860	—	2,160	—	3,000	—	4,160	—	5,520	—	7,340	—	6,500	—	8,760	—
L1	男性	1,200	2,445	1,560	3,180	2,055	4,190	2,925	5,965	4,410	8,995	6,660	13,585	10,080	20,560	9,165	18,695	13,575	27,695
	女性	885	1,810	1,395	2,845	1,620	3,305	2,250	4,590	3,120	6,365	4,140	8,445	5,505	11,230	4,875	9,945	6,570	13,405
L	男性	800	—	1,040	—	1,370	—	1,950	—	2,940	—	4,440	—	6,720	—	6,110	—	9,050	—
	女性	590	—	930	—	1,080	—	1,500	—	2,080	—	2,760	—	3,670	—	3,250	—	4,380	—
I1	男性	480	1,956	624	2,544	822	3,352	1,170	4,772	1,764	7,196	2,664	10,868	4,032	16,448	3,666	14,956	5,430	22,156
	女性	354	1,448	558	2,276	648	2,644	900	3,672	1,248	5,092	1,656	6,756	2,202	8,984	1,950	7,956	2,628	10,724
J	男性	160	—	208	—	274	—	390	—	588	—	888	—	1,344	—	1,222	—	1,810	—
	女性	118	—	186	—	216	—	300	—	416	—	552	—	734	—	650	—	876	—

●配偶者 (単位：円)

申込金額 (万円)	性別	18～35歳	36～40歳	41～45歳	46～50歳	51～55歳	56～60歳	61～65歳	66～70歳
2,500	男性	1,725	2,175	2,925	4,250	6,450	9,775	15,275	22,625
	女性	1,150	1,875	2,250	3,250	4,525	6,000	8,125	10,950
2,000	男性	1,380	1,740	2,340	3,400	5,160	7,820	12,220	18,100
	女性	920	1,500	1,800	2,600	3,620	4,800	6,500	8,760
1,500	男性	1,035	1,305	1,755	2,550	3,870	5,865	9,165	13,575
	女性	690	1,125	1,350	1,950	2,715	3,600	4,875	6,570
1,000	男性	690	870	1,170	1,700	2,580	3,910	6,110	9,050
	女性	460	750	900	1,300	1,810	2,400	3,250	4,380
200	男性	138	174	234	340	516	782	1,222	1,810
	女性	92	150	180	260	362	480	650	876

●子ども (単位：円)

申込口数 (口)	3～22歳 年齢・性別にかかわらず一律
1	280

- ・配偶者および子どもの保険料は月払のみです。
- ・年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年末満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。
(例)保険年齢40歳＝2026年3月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
- ・記載の保険料は概算保険料であって正規保険料は申込締切後3ヵ月以内に算出し概算保険料と異なった場合は初回に遡って精算致します。
- ・記載の保険料は2026年3月1日更新時に適用予定の優良割引率で計算しています。
なお、今後の本人の加入者数や、保険金(・給付金)のお支払状況の増減等により適用する優良割引率が変わるもしくは廃止となることがあります。



●死亡・高度障害の場合：死亡・高度障害保険金をお支払い

「遺族サポートロング」は「遺族サポートプラン」の上乗せ保障です。
保険金受取方法は一時金、年金形式いずれか選択が可能です。

- ・下表赤枠は「一時金」受取時の金額です。
- ・下表黄枠は「年金形式」受取時の目安です。

保障内容【加入対象区分：本人・配偶者】

●本人

コース名	年金原資 (死亡・高度障害保険金額) (万円)	年金受取期間 (年)	年金月額 (約 万円)	年金受取総額 (約 万円)
Z	3,000	30	9.5	3,420
Q	2,000	20	9.0	2,172
X	1,000	10	8.6	1,035
P	500	5	8.4	505
S	100	—	—	—

●配偶者

申込金額 (万円)	年金原資 (死亡・高度障害保険金額) (万円)
200	200
100	100

※記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）で計算しています。
実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

(ご注意)

- ・配偶者だけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。
- ・配偶者の保険金額は本人と同額以下としてください。
- ・本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者は同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者は同時に脱退となります。
- ・死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。

月払保険料

●本人

(単位：円)

申込コース	性別	18～35歳	36～40歳	41～45歳	46～50歳	51～55歳	56～60歳	61～65歳	66～70歳	71歳
Z	男性	2,370	3,000	4,050	5,910	9,030	13,740	21,480	31,860	41,730
	女性	1,560	2,580	3,090	4,500	6,330	8,400	11,400	15,390	20,400
Q	男性	1,580	2,000	2,700	3,940	6,020	9,160	14,320	21,240	27,820
	女性	1,040	1,720	2,060	3,000	4,220	5,600	7,600	10,260	13,600
X	男性	790	1,000	1,350	1,970	3,010	4,580	7,160	10,620	13,910
	女性	520	860	1,030	1,500	2,110	2,800	3,800	5,130	6,800
P	男性	395	500	675	985	1,505	2,290	3,580	5,310	6,955
	女性	260	430	515	750	1,055	1,400	1,900	2,565	3,400
S	男性	79	100	135	197	301	458	716	1,062	1,391
	女性	52	86	103	150	211	280	380	513	680

(単位：円)

申込コース	性別	72歳	73歳	74歳	75歳	76歳	77歳	78歳	79歳	80歳
Z	男性	46,200	51,330	57,300	64,350	72,660	82,500	94,080	107,430	122,550
	女性	22,740	25,500	28,500	31,800	35,520	39,840	45,060	51,360	58,950
Q	男性	30,800	34,220	38,200	42,900	48,440	55,000	62,720	71,620	81,700
	女性	15,160	17,000	19,000	21,200	23,680	26,560	30,040	34,240	39,300
X	男性	15,400	17,110	19,100	21,450	24,220	27,500	31,360	35,810	40,850
	女性	7,580	8,500	9,500	10,600	11,840	13,280	15,020	17,120	19,650
P	男性	7,700	8,555	9,550	10,725	12,110	13,750	15,680	17,905	20,425
	女性	3,790	4,250	4,750	5,300	5,920	6,640	7,510	8,560	9,825
S	男性	1,540	1,711	1,910	2,145	2,422	2,750	3,136	3,581	4,085
	女性	758	850	950	1,060	1,184	1,328	1,502	1,712	1,965

●配偶者

(単位：円)

申込金額 (万円)	性別	18～35歳	36～40歳	41～45歳	46～50歳	51～55歳	56～60歳	61～65歳	66～70歳	71歳
200	男性	158	200	270	394	602	916	1,432	2,124	2,782
	女性	104	172	206	300	422	560	760	1,026	1,360
100	男性	79	100	135	197	301	458	716	1,062	1,391
	女性	52	86	103	150	211	280	380	513	680

(単位：円)

申込金額 (万円)	性別	72歳	73歳	74歳	75歳	76歳	77歳	78歳	79歳	80歳
200	男性	3,080	3,422	3,820	4,290	4,844	5,500	6,272	7,162	8,170
	女性	1,516	1,700	1,900	2,120	2,368	2,656	3,004	3,424	3,930
100	男性	1,540	1,711	1,910	2,145	2,422	2,750	3,136	3,581	4,085
	女性	758	850	950	1,060	1,184	1,328	1,502	1,712	1,965

- ・年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。
(例)保険年齢40歳＝2026年3月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
- ・記載の保険料は概算保険料であって正規保険料は申込締切後3ヵ月以内に算出し概算保険料と異なった場合は初回に遡って精算致します。

総合医療プラン(生命保険部分＋損害保険部分)

生命保険部分(代理請求特約[Y]付集団扱無配当医療保険【生命保険】) 損害保険部分(医療保険【損害保険】)

加入対象者



保障内容【加入対象区分：本人・配偶者】

生命保険部分：＜保険期間1年、集団扱月払、保険契約の型：A型、入院給付金の型：2-365日型、入院給付金日額5,000円・3,000円＞

損害保険部分：＜入院保険金日額・手術基準日額：5,000円・3,000円、介護保険金額：全コース一律100万円＞

生：生命保険部分 損：損害保険部分

	事例 〈給付金・保険金〉	お支払い金額		備 考	
		5,000円コース	3,000円コース		
入 院	病気や災害で継続して2日以上入院のとき 〈災害・疾病入院給付金〉	入院1日あたり 5,000 円	入院1日あたり 3,000 円	1入院365日限度、 通算1,095日限度	生
	七大疾病により入院をしたとき 〈三大疾病、糖尿病・高血圧、腎臓病・肝臓病入院保険金〉	入院1日あたり 5,000 円	入院1日あたり 3,000 円	1入院365日限度、通算700日限度 三大疾病による入院は 支払日数無制限	損
I C U 治 療	病気や災害で所定の集中治療室管理(ICU)を受けられたとき 〈集中治療給付金〉	集中治療室管理1日あたり 5,000 円	集中治療室管理1日あたり 3,000 円	通算120日限度	生
手 術	病気・災害で所定の手術を受けられたとき 〈手術給付金〉	手術の種類により1回あたり 2.5・5・10・20 万円	手術の種類により1回あたり 1.5・3・6・12 万円	支払回数無制限	生
	七大疾病により所定の手術を受けたとき ^(注) 〈三大疾病、糖尿病・高血圧、腎臓病・肝臓病手術保険金〉	手術の種類により1回あたり 5・10・20 万円	手術の種類により1回あたり 3・6・12 万円	支払回数無制限、一部制限あり	損
手術後 療 養	給付倍率40倍の手術給付金の支払われる手術を受け、手術の日から継続して30日以上入院のとき 〈手術後療養給付金〉	1回の手術につき 5 万円	1回の手術につき 3 万円	支払回数無制限	生
介 護	所定の要介護状態になったとき 〈介護保険金〉	100 万円	100 万円	1回が限度	損
死亡・ 高度障害	死亡・高度障害のとき 〈死亡・高度障害保険金〉	50 万円	30 万円		生

■さらに、女性には以下の保障が追加されます。

入 院	女性疾病により入院をしたとき 〈女性疾病入院保険金〉	入院1日あたり 5,000 円	入院1日あたり 3,000 円	1入院365日限度、通算700日限度	損
手 術	女性疾病により所定の手術を受けたとき ^(注) 〈女性疾病手術保険金〉	手術の種類により 5・10・20 万円	手術の種類により 3・6・12 万円	支払回数無制限、一部制限あり	損
	女性が特定障害で所定の形成術等を受けたとき 〈女性疾病手術保険金〉	手術の種類により1回あたり 10・20 万円	手術の種類により1回あたり 6・12 万円	支払回数無制限、一部制限あり	損

(注)生命保険部分と損害保険部分では、対象となる手術の範囲や給付倍率が異なります。したがって、七大疾病・女性疾病で所定の手術を受けたときでも、いずれか一方からのみの給付となる場合や給付金額が異なる場合があります。

【総合医療プラン＜損害保険部分＞】

- ・糖尿病・高血圧入院保険金、腎臓病・肝臓病入院保険金、女性疾病入院保険金のお支払日数は、初年度契約および継続契約を通じてそれぞれ1回の入院につき365日、通算して700日を限度とします。
- ・三大疾病入院保険金のお支払日数の限度はありません。
- ・手術保険金のお支払回数に限度はありません。ただし、お支払い回数を施術開始日から60日間の間に1回に制限している手術の種類があります。手術の種類の詳細については、当社約款に掲載しています。
- ・介護保険金のお支払いは、1人につき1回が限度です。

◎お支払対象となる疾病は、つぎの通りです。

三大疾病：がん(上皮内がんを含みます。)、急性心筋梗塞、脳卒中

七大疾病：三大疾病＋糖尿病、高血圧性疾患、腎臓病、肝臓病

女性疾病：子宮がん、乳がん、子宮筋腫、分娩の合併症などがあります。ただし、上皮内がんは含みません。

月払保険料

生命保険部分

＜保険期間1年 集団扱月払、入院給付金(保険金)日額5,000円・3,000円＞

損害保険部分

(入院保険金日額・手術基準日額：5,000円・3,000円、介護保険金額：全コース一律100万円)

(単位：円)

	5,000円コース						3,000円コース					
	本 人・配偶者						本 人・配偶者					
年齢 【保険年齢】	男性			女性			男性			女性		
	生命保険 部分	損害保険 部分 (Wコース)		生命保険 部分	損害保険 部分 (Xコース)		生命保険 部分	損害保険 部分 (Yコース)		生命保険 部分	損害保険 部分 (Zコース)	
18～20歳	1,710	1,340	370	1,985	1,325	660	1,044	804	240	1,215	795	420
21～25歳	1,835	1,465	370	2,145	1,445	700	1,119	879	240	1,307	867	440
26～30歳	1,995	1,605	390	2,450	1,590	860	1,213	963	250	1,484	954	530
31～35歳	2,110	1,710	400	2,510	1,700	810	1,286	1,026	260	1,530	1,020	510
36～40歳	2,275	1,845	430	2,705	1,835	870	1,367	1,107	260	1,621	1,101	520
41～45歳	2,520	2,080	440	3,035	2,055	980	1,528	1,248	280	1,833	1,233	600
46～50歳	3,080	2,580	500	3,715	2,545	1,170	1,868	1,548	320	2,247	1,527	720
51～55歳	3,965	3,005	960	4,670	2,940	1,730	2,403	1,803	600	2,824	1,764	1,060
56～60歳	5,180	3,690	1,490	5,920	3,560	2,360	3,154	2,214	940	3,596	2,136	1,460
61～65歳	7,245	4,925	2,320	7,915	4,695	3,220	4,465	2,955	1,510	4,867	2,817	2,050
66～70歳	10,350	6,980	3,370	10,870	6,590	4,280	6,458	4,188	2,270	6,774	3,954	2,820
71歳	13,105	8,185	4,920	13,520	7,680	5,840	8,391	4,911	3,480	8,638	4,608	4,030
72歳	13,635	8,715		14,005	8,165		8,709	5,229		8,929	4,899	
73歳	14,295	9,375		14,600	8,760		9,105	5,625		9,286	5,256	
74歳	15,070	10,150		15,300	9,460		9,570	6,090		9,706	5,676	
75歳	15,990	11,070		16,135	10,295		10,122	6,642		10,207	6,177	
76歳	20,880	12,090	8,790	20,920	11,200	9,720	13,624	7,254	6,370	13,650	6,720	6,930
77歳	22,025	13,235		21,930	12,210		14,311	7,941		14,256	7,326	
78歳	23,310	14,520		23,065	13,345		15,082	8,712		14,937	8,007	
79歳	24,810	16,020		24,390	14,670		15,982	9,612		15,732	8,802	

【総合医療プラン(生命保険部分)】

- ・年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6か月以下は切り捨て、6か月超は切り上げた年齢をいいます。
(例)保険年齢40歳＝2026年3月1日現在満39歳6か月を超え満40歳6か月まで
- ・記載の保険料等は、パンフレット作成時点の基礎率により計算されています。実際の保険料等はご加入(増額)および更新時の基礎率により決定しますので、今後の基礎率の改定により保険料等も改定されることがあります。

【総合医療プラン(損害保険部分)】

- ・保険料は年齢・性別により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
- ・年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。
(例)保険年齢40歳＝2026年3月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで
- ・記載の保険料は、概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。



保障内容【加入対象区分：本人・配偶者・子ども】

- 【基本保障：治療支援給付特約・先進医療給付特約】
- ・「入院日数」は、暦の上での日単位として数えます。また、入院の有無は、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。

支援給付金

保障内容		本 人・配偶者	本 人・配偶者・子ども
		5 万円	2.5 万円
基本保障	病気・ケガで入院したとき (1日以上入院で1回目、31日目で2回目、以降30日ごとに1回) ＜治療支援給付特約＞ [入院支援給付金]	支援給付金額 5万円	支援給付金額 2.5万円
基本保障	「入院を伴わない」手術を受けたとき (診療報酬点数合計2,000点以上) ＜治療支援給付特約＞ [外来手術給付金]	手術1回につき 支援給付金額 5万円	手術1回につき 支援給付金額 2.5万円
基本保障	「入院を伴わない」 放射線治療を受けたとき ＜治療支援給付特約＞ [外来放射線治療給付金]	放射線治療1回につき 支援給付金額 5万円	放射線治療1回につき 支援給付金額 2.5万円
基本保障	先進医療による療養を受けたとき (入院を伴わない場合も対象) ＜先進医療給付特約＞ [先進医療給付金]	先進医療の技術にかかわる費用と同額	

- 【(公務災害認定となる場合の) 外来手術給付金について】
- (例) 業務上の傷害を被り、地方公務員災害補償制度(公務災害)より保険給付を受ける場合は、「公的医療保険制度における保険給付の対象」とはなりません。よって、当制度からの外来手術給付金はお支払い対象外となります。
- ※(組合員ではない) 配偶者が労働者災害補償保険(労災保険)より保険給付を受ける場合も、当制度からの外来手術給付金はお支払い対象外となります。
- ・入院支援給付金のお支払は、1入院について5回、通算して36回を限度とします。
- ・外来手術給付金のお支払は、手術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。お支払回数の通算限度はありません。なお、同給付金のお支払条件は、公的医療保険制度における保険給付の対象となる手術とします。
- ・外来放射線治療給付金のお支払は、放射線治療の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。お支払回数の通算限度はありません。なお、同給付金のお支払条件は、公的医療保険制度における保険給付の対象となる放射線治療とします。
- ・先進医療給付金のお支払は、通算して2,000万円を限度とします。
- ・対象となる先進医療はパンフレットの「給付金に関するご注意」をご確認ください。

月払保険料 <基本保障：治療支援給付特約・先進医療給付特約>

<支援給付金額5万円・2.5万円> (単位：円)

本 人・配偶者				
年齢【保険年齢】	基本保障			
	男性		女性	
	5万円	2.5万円	5万円	2.5万円
18～19歳	568	321	423	248
20～24歳	483	278	583	328
25～29歳	488	281	823	448
30～34歳	513	293	963	518
35～39歳	618	346	958	516
40～44歳	748	411	923	498
45～49歳	963	518	993	533
50～54歳	1,238	656	1,108	591
55～59歳	1,673	873	1,288	681
60～64歳	2,298	1,186	1,593	833
65～69歳	2,708	1,391	1,998	1,036
70歳	2,983	1,528	2,318	1,196
71歳	3,098	1,586	2,433	1,253
72歳	3,228	1,651	2,548	1,311
73歳	3,363	1,718	2,663	1,368
74歳	3,518	1,796	2,788	1,431
75歳	3,673	1,873	2,913	1,493
76歳	3,828	1,951	3,038	1,556
77歳	4,018	2,046	3,183	1,628
78歳	4,188	2,131	3,318	1,696
79歳	4,388	2,231	3,478	1,776

年齢【保険年齢】	子ども
	基本保障
	2.5万円
0～22歳	368

- ・年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年末満の端数について6カ月以下は切り捨て、6カ月超は切り上げた年齢をいいます。
- (例) 保険年齢40歳＝2026年3月1日現在満39歳6カ月を超え満40歳6カ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
- ・記載の保険料は加入者が3,000名未満の場合の保険料です。
- したがって実際の加入者数が異なれば上記保険料は異なりますので、その場合は初回に遡って正規保険料を適用させていただきます。

NEW 100万円コースを増設しました！

保障内容【加入対象区分：本人・配偶者】

保障区分	保障内容	保障額			
		本人・配偶者			
		500万円	300万円	200万円	100万円
主契約	所定の悪性新生物（がん）と診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態（※1）になったとき	500万円	300万円	200万円	100万円
	〔特定疾病保険金〕（※2）				
	死亡・所定の高度障害状態のとき				
	〔死亡・高度障害保険金〕（※2）				
7大疾病保障特約	所定の悪性新生物（がん）と診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変を発病して所定の状態（※1）になったとき	250万円	150万円	100万円	50万円
	〔7大疾病保険金〕（※3）				
がん・上皮内新生物保障特約	所定の悪性新生物（がん）・上皮内新生物と診断確定されたとき	50万円	30万円	20万円	10万円
	〔がん・上皮内新生物保険金〕（※3）				

- ! (※1) 急性心筋梗塞・脳卒中の場合、「所定の状態」には「所定の手術を受けたとき」を含みます。
- (※2) 特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複しては支払われません。
- (※3) 7大疾病保険金は主契約保険金の5割、がん・上皮内新生物保険金は主契約保険金の1割となります。

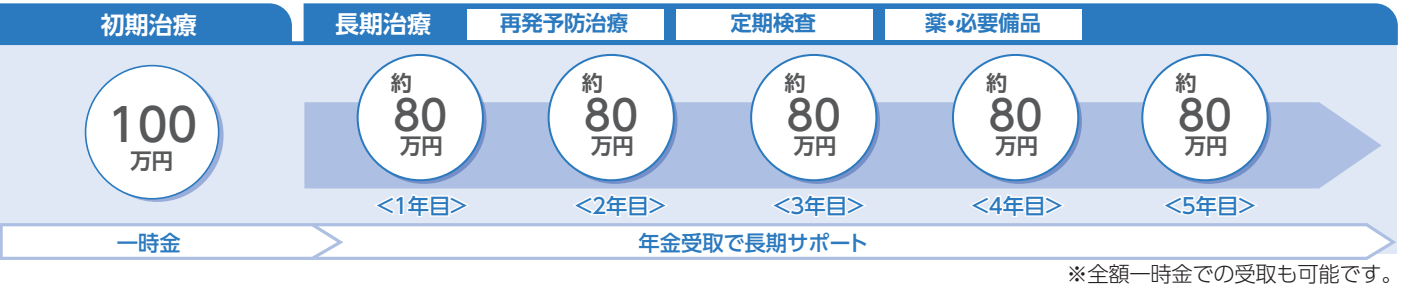
◎保険金ごとの保障イメージ<お申込金額500万円の場合>

保険金種類		お支払事由				
		死亡・高度障害	特定疾病			上皮内新生物
			悪性新生物（がん）（※）	急性心筋梗塞	脳卒中	
主契約	特定疾病保険金 死亡・高度障害保険金	お支払事由のいずれかに該当で 500万円				
特約	7大疾病保険金		お支払事由のいずれかに該当で 250万円			
特約	がん・上皮内新生物保険金		←	お支払事由のいずれかに該当で 50万円		→
お支払事由ごとの保険金額合計		500万円	800万円	750万円	250万円	50万円

(※) 特定疾病保険金、7大疾病保険金の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんを含みません。
がん・上皮内新生物保険金の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんも含みます。

保険金を療養費として年金受取にすることが可能です。受取方法を柔軟に選択できます。

年金5年プラン 500万円コース 例：5年で受取る場合



- 従来どおり、各コースとも一時金受取が可能です。
- ※年金額は、「年金保険」ご契約時点の保険料率により計算されますので、記載の年金額は現時点で確定された金額ではありません。

1. 年金の種類と型	●年金支払期間は、支払請求時に2～20年の中から選択いただきます。(定額型確定年金です)
2. 配当金	●年金支払開始後の配当金は、増加年金の買増に充当します。
3. 年金受取人	●保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。 ●支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人にお支払いいたします。
4. 年金のお支払い	●年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取りのいずれかです。 ●年金のお支払日は、年金支払月の応当日（15日）です。 ●年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申し出があった場合は、未払年金現価をお支払いします。
5. 年金払の対象となる保険金	●無配当特定疾病保障定期保険（Ⅱ型）の主契約保険金の全部または一部。7大疾病保障特約およびがん・上皮内新生物保障特約の特約保険金の全部または一部 ●ただし、年金年額が、年1回払いのとき24万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取り扱いできません。

- この制度は、保険金の受取人が主約款の条項（保険金の支払方法の選択）に基づき、保険金の支払事由発生後に保険金の全部または一部について、一時金でのお支払いに代えて年金支払をお選びいただくものです。この場合、保険金の全部または一部が新たにご契約いただく「年金保険」の一時払保険料に充当され、年金として支払われます。なお、7大疾病保障特約およびがん・上皮内新生物保障特約もこの取扱いに準じます。

月払保険料

<保険期間1年、集団扱月払、主契約保険金額100万円・200万円・300万円・500万円>

(単位：円)

年齢 【保険年齢】	男性					
	本人・配偶者					
	NEW 100万円			200万円		
	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約
	100万円	50万円	10万円	200万円	100万円	20万円
18～20歳	148	65	13	296	130	26
21～25歳	199	70	13	398	140	26
26～30歳	204	80	14	408	160	28
31～35歳	253	105	16	506	210	32
36～40歳	344	135	20	688	270	40
41～45歳	478	195	30	956	390	60
46～50歳	801	340	47	1,602	680	94
51～55歳	1,332	540	72	2,664	1,080	144
56～60歳	2,088	920	124	4,176	1,840	248
61～65歳	3,257	1,465	227	6,514	2,930	454
66～70歳	4,824	2,115	348	9,648	4,230	696
71歳	6,072	2,605	415	12,144	5,210	830
72歳	6,561	2,780	439	13,122	5,560	878
73歳	7,091	2,950	461	14,182	5,900	922
74歳	7,677	3,130	484	15,354	6,260	968
75歳	8,333	3,255	507	16,666	6,510	1,014
76歳	9,066	3,380	528	18,132	6,760	1,056
77歳	9,887	3,500	545	19,774	7,000	1,090
78歳	10,796	3,615	560	21,592	7,230	1,120
79歳	11,801	3,750	577	23,602	7,500	1,154

(単位：円)

年齢 【保険年齢】	女性					
	本人・配偶者					
	NEW 100万円			200万円		
	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約
	100万円	50万円	10万円	200万円	100万円	20万円
18～20歳	123	65	15	246	130	30
21～25歳	148	75	25	296	150	50
26～30歳	189	100	32	378	200	64
31～35歳	271	145	45	542	290	90
36～40歳	400	220	61	800	440	122
41～45歳	586	365	80	1,172	730	160
46～50歳	740	475	100	1,480	950	200
51～55歳	969	605	103	1,938	1,210	206
56～60歳	1,195	805	119	2,390	1,610	238
61～65歳	1,698	955	161	3,396	1,910	322
66～70歳	2,244	1,275	181	4,488	2,550	362
71歳	2,786	1,450	198	5,572	2,900	396
72歳	3,060	1,505	205	6,120	3,010	410
73歳	3,362	1,565	212	6,724	3,130	424
74歳	3,677	1,620	219	7,354	3,240	438
75歳	4,006	1,710	227	8,012	3,420	454
76歳	4,345	1,810	233	8,690	3,620	466
77歳	4,707	1,915	241	9,414	3,830	482
78歳	5,111	2,040	248	10,222	4,080	496
79歳	5,568	2,165	256	11,136	4,330	512



月払保険料

<保険期間 1 年、集団扱月払、主契約保険金額100万円・200万円・300万円・500万円>

(単位：円)

年齢 【保険年齢】	男性					
	本 人・配偶者					
	300万円			500万円		
	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約
	300万円	150万円	30万円	500万円	250万円	50万円
18～20歳	444	195	39	740	325	65
21～25歳	597	210	39	995	350	65
26～30歳	612	240	42	1,020	400	70
31～35歳	759	315	48	1,265	525	80
36～40歳	1,032	405	60	1,720	675	100
41～45歳	1,434	585	90	2,390	975	150
46～50歳	2,403	1,020	141	4,005	1,700	235
51～55歳	3,996	1,620	216	6,660	2,700	360
56～60歳	6,264	2,760	372	10,440	4,600	620
61～65歳	9,771	4,395	681	16,285	7,325	1,135
66～70歳	14,472	6,345	1,044	24,120	10,575	1,740
71歳	18,216	7,815	1,245	30,360	13,025	2,075
72歳	19,683	8,340	1,317	32,805	13,900	2,195
73歳	21,273	8,850	1,383	35,455	14,750	2,305
74歳	23,031	9,390	1,452	38,385	15,650	2,420
75歳	24,999	9,765	1,521	41,665	16,275	2,535
76歳	27,198	10,140	1,584	45,330	16,900	2,640
77歳	29,661	10,500	1,635	49,435	17,500	2,725
78歳	32,388	10,845	1,680	53,980	18,075	2,800
79歳	35,403	11,250	1,731	59,005	18,750	2,885

- ・年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6か月以下は切り捨て、6か月超は切り上げた年齢をいいます。
(例) 保険年齢40歳＝2026年3月1日現在満39歳6か月を超え満40歳6か月まで
- ・この制度の保険料は年単位の契約応当日ごとの総保険金額により割引が適用される場合があります。記載の保険料は総保険金額30億円以上100億円未満の場合の保険料です。したがって、実際の総保険金額が異なれば、保険料も異なる場合があります。その場合は年単位の契約応当日より正規保険料を適用します。
- ・記載の保険料等は、パンフレット作成時点の基礎率により計算されています。実際の保険料等はご加入(増額)および更新時の基礎率により決定しますので、今後の基礎率の改定により保険料等も改定されることがあります。

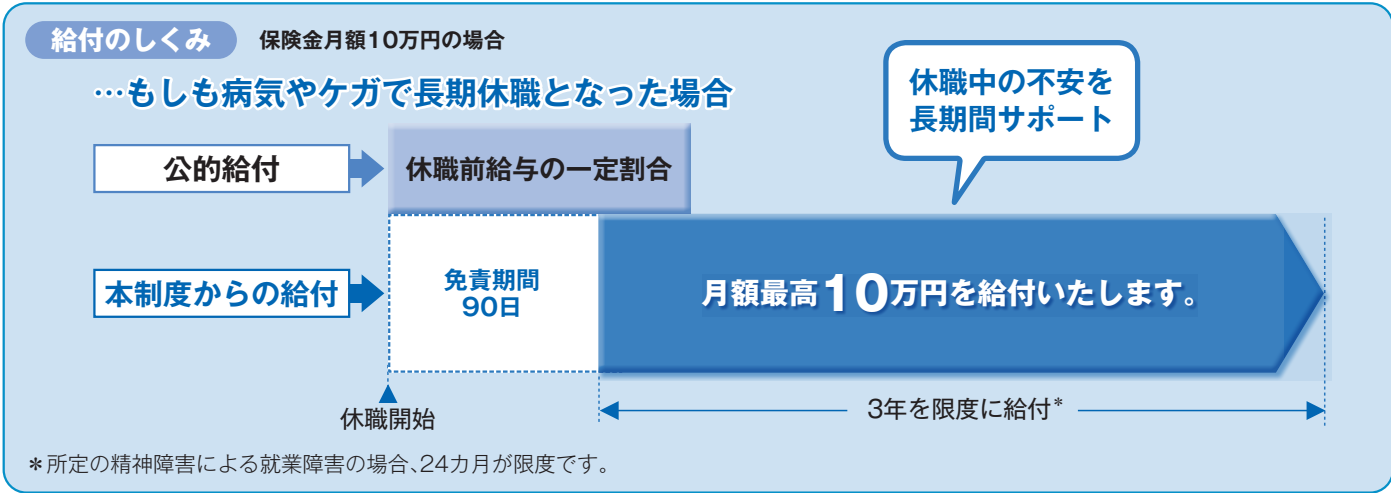
(単位：円)

年齢 【保険年齢】	女性					
	本 人・配偶者					
	300万円			500万円		
	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約
	300万円	150万円	30万円	500万円	250万円	50万円
18～20歳	369	195	45	615	325	75
21～25歳	444	225	75	740	375	125
26～30歳	567	300	96	945	500	160
31～35歳	813	435	135	1,355	725	225
36～40歳	1,200	660	183	2,000	1,100	305
41～45歳	1,758	1,095	240	2,930	1,825	400
46～50歳	2,220	1,425	300	3,700	2,375	500
51～55歳	2,907	1,815	309	4,845	3,025	515
56～60歳	3,585	2,415	357	5,975	4,025	595
61～65歳	5,094	2,865	483	8,490	4,775	805
66～70歳	6,732	3,825	543	11,220	6,375	905
71歳	8,358	4,350	594	13,930	7,250	990
72歳	9,180	4,515	615	15,300	7,525	1,025
73歳	10,086	4,695	636	16,810	7,825	1,060
74歳	11,031	4,860	657	18,385	8,100	1,095
75歳	12,018	5,130	681	20,030	8,550	1,135
76歳	13,035	5,430	699	21,725	9,050	1,165
77歳	14,121	5,745	723	23,535	9,575	1,205
78歳	15,333	6,120	744	25,555	10,200	1,240
79歳	16,704	6,495	768	27,840	10,825	1,280

- 【7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約に関する注意事項】
- ・7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金のお支払いは、それぞれ1回のみです。
 - ・7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約は、それぞれ7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金が支払われた場合に消滅します。
 - ・特定疾病保険金、死亡保険金または高度障害保険金のいずれかが支払われた場合、主契約である無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)は消滅します。この場合、同時に7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約も消滅します。



補償内容【加入対象区分：本人】



月払保険料

(単位：円)

年齢【満年齢】	免責 期間	補償 対象 期間	男性		女性	
			保険金月額 5万円 (5コース)	保険金月額 10万円 (10コース)	保険金月額 5万円 (5コース)	保険金月額 10万円 (10コース)
17～24歳	90日	3年	153	306	88	176
25～29歳			158	316	109	219
30～34歳			173	345	151	302
35～39歳			219	439	234	468
40～44歳			329	658	393	787
45～49歳			514	1,028	624	1,249
50～54歳			837	1,675	960	1,921
55～59歳			1,423	2,846	1,487	2,974
60～64歳			2,569	5,139	2,391	4,781

- ・保険料は年齢・性別により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
- ・年齢は2026年3月1日現在の満年齢です。
- ・記載の保険料は、概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。
- ・本制度のご契約者は団体であり、ご加入者のみなさまは被保険者となります。したがって、ご契約内容の変更などについて引受損害保険会社と団体（ご契約者）との取り決めにより一部お取り扱いできない事項があります。

【お取り扱いできない事項の例】

- 保険期間中のコース変更（増額・減額等）
- 保険期間の変更
- 保険料の払込方法の変更 など

みんなのMYポータルのご案内

ライフサポートの
インターネットサービス「みんなのMYポータル」
をご活用ください！

便利なコンテンツがいっぱい！

ご加入内容の確認や配当のお知らせ等のご加入者さま宛てのお知らせ確認、団体保険のしくみ、パンフレットの閲覧など豊富なコンテンツが利用できます。

主なコンテンツ

ご加入者さま

ご契約内容・保障内容の確認や、個人あて通知物をWeb上で閲覧できます

加入・変更を
ご検討中の皆さま

パンフレット・チラシ等閲覧ができます

各種ツール・ご案内

ライフプランシミュレーションを利用して、必要保障額を試算できます

こんなときにアクセス！「みんなのMYポータル」の活用方法



既にご加入されている方には新規登録に必要なIDハガキをお送りしています。

【お手元にIDハガキがない方】
明治安田生命保険相互会社 中国・四国公法人部
法人営業部までお問い合わせください。
(TEL：082-247-6987)

パソコンはこちら

<https://be7.meijiyasuda.co.jp/>

スマートフォン・
タブレットはこちら



遺族ガイダンスについて

1

ライフ山口
担当者

わかりました。
引受保険会社
にお伝え
します。

〇〇市役所ですが、
〇〇さんのお亡くなりになり
まして…

請求手続きのご案内

2

明治安田
担当者

〇〇さんは、生前
遺族サポートプランの
〇〇コースに加入されており…

収支推移表作成にあたり情報収集

3

収支推移表

今後30年間の収
支
を見てみますと…

つづきまして〇〇さんの
今後の収支ですが…

収支推移表による今後のライフプランのアドバイス

4

ライフガイド

また、〇〇さんは
公的遺族年金が
ありまして…

ライフガイドによる公的給付・相続税・税金等のご説明

5

わかりました

では、手続きに
ついては…

請求手続きのご説明

●ご請求に関するお問い合わせ
有限会社 ライフ山口
0120-170-215
〒753-0072
山口市大手町9番11号 山口県自治会館3階
受付期間：平日（土日・祝日・年末年始を除く）
受付時間：9:00～17:00

（ライフサポート・ゆとり） 電子化パンフレットの詳細

2026年3月更新用パンフレットを電子化のうえ、山口県市町村職員共済組合ホームページに掲載いたします。
更新にあたり、パンフレットを参照のうえ保障内容・保険料等をご確認ください。

- 電子化パンフレットの掲載先(アドレス)
<https://www.kyosai-yamaguchi.jp/kyousai/dantaihoken.html>
- 閲覧可能期間
2025年8月19日(火)～2026年8月17日(月)
- 印刷物でのパンフレットが必要な場合の問合せ先
各所属所担当課

申込時にはパンフレットにあわせ、契約概要・注意喚起情報を一読いただき、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。
また、新規・増額のお申込みの際は、告知内容について、必ずご確認をお願いいたします。記載された告知内容に該当しない場合は、お申込みいただくことはできません。

ライフサポートでは、ご加入者に万一(死亡)があった場合、保険金の支払といった経済的なご支援だけでなく、ご遺族の精神的なサポートを実施しています。

<遺族ガイダンスの内容>

- ・ 請求手続きのご説明
- ・ 「家計収支推移表」による今後30年間の収入と支出の分析と、収支状況に対するアドバイス
- ・ 「ライフガイド」による公的給付案内、税金等のご説明

※本サービスは資料作成時点のものを記載しており、本サービスの諸条件・運用規則や内容等は
今後変更される可能性があります。

21

22